

## ○武蔵野美術大学大学院博士後期課程奨励奨学金規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、武蔵野美術大学大学院博士後期課程(以下「博士後期課程」という。)に在学する優秀で意欲のある学生に対し経済的支援を図るため、武蔵野美術大学大学院博士後期課程奨励奨学金(以下「奨励奨学金」という。)に関する事項について定める。

### (奨学金の額)

第 2 条 奨励奨学金の額は、当該年度の授業料の半額とする。ただし、別に授業料の減免又は奨学金等を受ける場合の奨励奨学金の額は別に定める。

### (奨励生の資格)

第 3 条 博士後期課程に在学する学生で、第 6 条の規定により決定された者は、奨励奨学金の贈与を受けることができる。

2 奨励奨学金の贈与を受ける者を、「奨励生」という。

3 奨励生となる期間は 3 年とする。ただし、休学の期間は奨励生となることができない。

4 奨励生は、学校法人武蔵野美術大学奨学金規則に定める大学奨学生となることができない。

5 奨励奨学金は、文部科学省国費外国人留学生制度による奨学金との併給はできない。

### (奨励生数)

第 4 条 奨励生の数は、当該年度の入学者数とする。

### (出願手続)

第 5 条 奨励生の採用を願い出る者(以下「本人」という。)は、入学を志願するときに、採用願(様式第 1 号)を、学長に提出しなければならない。

### (奨励生の審査等)

第 6 条 奨励生の採用は、造形研究科委員会または造形構想研究科委員会において、人物及び能力を審査し、その結果に基づき、学長が決定する。

2 奨励生の採否の結果は、本人及び保証人に通知する。

### (誓約書)

第 7 条 奨励生に決定した者は、採用通知を受けた日から 10 日以内に誓約書(様式第 2 号)を、学長に提出しなければならない。

(身分の取り消し)

第 8 条 奨励生が次の各号の一に該当した場合は、奨励生としての身分を取り消すことがある。

- (1) 武蔵野美術大学大学院規則その他諸規則に違背した場合
- (2) 退学した場合
- (3) 懲戒処分を受けた場合
- (4) 死亡した場合
- (5) 本人が辞退した場合

(事務所管)

第 9 条 博士後期課程奨励奨学金に関する事務は学生生活チームの所管とする。

附 則

(略)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式

(略)